

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	
件 名	プロパンガス (い号)	総管補 - 3 6	
		作 成	令和 7 年 2 月 1 4 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	通信学校総務部管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊久里浜駐屯地において使用するプロパンガス (い号) について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、

GLT-CG-Z000001 (陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書) 及び

GLT-CG-Z500002 (陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書) による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 供給に関する要求

2.1 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

2.2 場所及び使用器材の種類

別紙のとおり (細部は業者側の現地確認による。)

2.3 供給

期間中は常時使用できるように、契約の相手方はプロパンガスを適時適切に供給すること。

3 一般的要求事項

3.1 作業により発生した発生材は、指示された場所に集積し、官側へ引き継ぐものとする。

3.2 作業中における災害及び既存構造物を破損した場合は、請負業者の責任において原状回復すること。

3.3 作業に関する諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用は請負者の責任と費用負担において行うものとする。

3.4 作業における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生の防止に努めること。

3.5 駐屯地内の許可された場所以外へは立入らないこと。

3.6 作業時間は原則として、8時15分から17時00分までとし、作業延長等は官側と協議すること。

3.7 作業等に際し、本仕様書に明記のない事項について、施工上で当然処置すべき事項は官側と協議して実施するものとする。

3.8 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関らず、知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4 品質保証

4.1 機能点検等

器材の機能点検等は、官側立会いの下に実施するものとする。

4.2 監督・検査

監督及び検査は、官側が定める監督・検査実施要領による。

4.3 提出書類

月締め等とし、各箇所ごとの使用量が明記された書類（様式適宜）を提出すること。

5. その他

本仕様書内容及び作業中に疑義が生じた場合は、官側に確認し指示を受けること。

